



契約書・通知書などのチェックをお受けします

契約書、通知書、覚書、発注書、お客様へのお知らせなど、お取引先やお客様との間でやりとりをするさまざまな文書を、古い書式の使い回しで済ませていませんか？
いざ予期せぬ事態が起こったときに、文言ひとつで結論が大きく変わることもあります。
普段使われている文書の見直しや新しい契約のチェックを、弁護士にご相談ください。

弁護士のチェックポイント



契約書はトラブル予防アイテム

契約書などは、どのような合意や意思表示をしたのかを記録するためだけに作られるものではありません。いざ意見の食い違いが生じたときに、交渉、裁判、行政処分などの場面でのどのような解決をするのかを明らかにするものにもなります。このような場面を想定して文書を作成することが必要です。



第三者でも分かる表現ですか？

契約書や通知書が最後に持ち込まれる先は、裁判所や行政当局です。紛争予防・紛争解決のための文書は、業界の実情などを知らない機関でも正しく理解されるような表現でなければなりません。形式的な点についても、公用文の表現に合わせたり、曖昧な文言を具体的にしておいたりすることによって、将来の不確定要素を少なくすることができます。

古いものを使い回していると…

長いあいだ使われ続けてきた契約書のひな型などは、途中で付け足した条項が別の条項と矛盾していたり、最新の法令に合っていないことがあります。そのままでは、紛争になったときに、かえって解決を遅らせることになります。

さまざまなリスクに備える！

これまでの「信頼関係」「業界の慣習」に頼った玉虫色の合意でビジネスを進めてゆく時代ではなくなりつつあります。取引先の倒産、経営者の交替、災害の発生…さまざまなリスクに備えつつ、契約をする必要があります。



ご依頼のときは…

★まずはご相談ください。契約締結の直前では修正や交渉の余地がなくなりますので、早めのご相談をおすすめします。
★費用についても遠慮なくご相談ください。契約書の原案の程度、修正の時間的な余裕(納期)、懸念される事項、法令等の調査の必要性、取引の経済的な金額などを参考に、手数料・報酬をお見積もりいたします。



児玉法律事務所 代表弁護士 児玉浩生(広島弁護士会所属)

〒730-0001

広島市中区白島北町3番14号 児玉会計ビル5階 電話 082 (227) 2200 FAX 082 (227) 0888
業務時間 9:30~12:00 13:00~17:30
(土・日・祝日休業)